

職種	基準額	割増対象賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A) × 1/8 × 1.25	割増係数 1.35 (A) × 1/8 × 1.35	割増係数 0.25 (A) × 1/8 × 0.25
特殊作業員	18,500	0.817	0.128	0.138	0.026
普通作業員	16,800	0.896	0.140	0.151	0.028
軽作業員	12,200	0.929	0.145	0.157	0.029
造園工	17,000	0.790	0.123	0.133	0.025
法面工	21,600	0.851	0.133	0.144	0.027
とび工	21,100	0.886	0.138	0.150	0.028
石工 [参考値]	26,300	0.884	0.138	0.149	0.028
ブロック工	18,900	0.897	0.140	0.151	0.028
電工	17,900	0.721	0.113	0.122	0.023
鉄筋工	20,700	0.903	0.141	0.152	0.028
鉄骨工	19,700	0.791	0.124	0.133	0.025
塗装工	19,100	0.848	0.133	0.143	0.027
溶接工	19,800	0.877	0.137	0.148	0.027
運転手 (特殊)	18,900	0.836	0.131	0.141	0.026
運転手 (一般)	15,900	0.865	0.135	0.146	0.027
潜かん工	29,200	0.949	0.148	0.160	0.030
潜かん世話役	34,500	0.795	0.124	0.134	0.025
さく岩工	23,800	0.790	0.123	0.133	0.025
トンネル特殊工	31,200	0.964	0.151	0.163	0.030
トンネル作業員	21,900	0.942	0.147	0.159	0.029
トンネル世話役	32,200	0.931	0.145	0.157	0.029
橋りょう特殊工	25,000	0.930	0.145	0.157	0.029
橋りょう塗装工	25,700	0.921	0.144	0.155	0.029
橋りょう世話役	28,500	0.857	0.134	0.145	0.027
土木一般世話役	19,400	0.795	0.124	0.134	0.025
高級船員	24,200	0.724	0.113	0.122	0.023
普通船員	19,700	0.713	0.111	0.120	0.022
潜水士	35,600	0.849	0.133	0.143	0.027
潜水連絡員	28,200	0.913	0.143	0.154	0.029
潜水送気員	25,800	0.885	0.138	0.149	0.028
山林砂防工	-	0.794	0.124	0.134	0.025
軌道工	26,100	0.893	0.140	0.151	0.028
型わく工	20,200	0.935	0.146	0.158	0.029
大工	20,600	0.910	0.142	0.154	0.028
左官	19,500	0.894	0.140	0.151	0.028
配管工	17,400	0.782	0.122	0.132	0.024
はつり工	20,200	0.855	0.134	0.144	0.027
防水工	21,500	0.814	0.127	0.137	0.025
板金工	20,200	0.821	0.128	0.139	0.026
タイル工 [参考値]	19,200	0.894	0.140	0.151	0.028
サッシ工	18,900	0.781	0.122	0.132	0.024
内装工	20,600	0.778	0.122	0.131	0.024
ガラス工	19,700	0.777	0.121	0.131	0.024
建具工	16,900	0.768	0.120	0.130	0.024
ダクト工	17,600	0.769	0.120	0.130	0.024
保温工	19,200	0.766	0.120	0.129	0.024
設備機械工	19,400	0.756	0.118	0.128	0.024
交通誘導警備員A	12,500	0.878	0.137	0.148	0.027
交通誘導警備員B	10,600	0.916	0.143	0.155	0.029
屋根ふき工	-	-	-	-	-
建築ブロック工 [参考値]	16,600	-	-	-	-
準用する労務単価 機械工 (溶接工)	19,800	0.877			

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職種	基準日額	割増対象賃金比
「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）」の労務費のうち技術労力費を定めたもの		
電気通信技術者	29,200	0.680
電気通信技術員	19,600	0.680
(1)職務の定義		
1 電気通信技術者 電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。		
2 電気通信技術員 電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。		
(2)電気通信関係技術者等単価の構成		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本給相当額 ・基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当） ・臨時の給与（賞与等） ・実物給与（食事の支給等） 		
(3)単価に含まれない賃金、手当、経費		
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金 ・各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当 ・現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費 		
(4)留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない ・法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている 		

職種	基準日額	割増対象賃金比
「電気通信施設点検業務積算基準」及び「電気通信施設保守業務積算基準」の労務費のうち直接人件費を定めたもの		
点検技術者	29,000	0.690
点検技術員	22,300	0.690
「電気通信施設運転監視業務積算基準」の労務費のうち直接人件費を定めたもの		
運転監視技術員	22,300	0.690
(1)職務の定義		
1 点検技術者 電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。		
2 点検技術員 電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。		
3 運転監視技術員 電気通信施設の運転監視業務に従事する、管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。		
(2)電気通信関係点検技術者等単価の構成		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本給相当額 ・諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他） ・賞与相当額 ・事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当） 		
(3)単価に含まれない賃金、手当、経費		
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金 ・各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当 		
(4)留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない 		

<平成29年3月から適用する機械設備工事積算に係わる標準賃金>

(円/日)

職種	標準賃金	割増対象賃金比	
機械設備製作工 ・内訳は基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。	23,200	-	製作原価以外では適用できない。
機械設備据付工 ・内訳は基準内給与（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与である。	20,500	0.722	

<平成29年3月から適用する港湾請負工事積算基準に係る標準賃金>

(円/日)

職種	標準賃金	割増対象賃金比	
潜水士（ダイバー）標準賃金			
潜水深度10m未満	46,400	-	
潜水深度10～20m未満	49,000	-	
潜水深度20～30m未満	51,700	-	
潜水深度30～40m未満	54,400	-	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。 ・潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。 ・上廻り員は「公共工事設計労務単価」の潜水送気員に準じる。 			
船舶及び機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金			
船舶製作工	24,800	-	
・標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。			
公共工事設計労務単価を準用する労務単価			
船団長（高級船員）	24,200	0.724	
潜水世話役（潜水士）	35,600	0.849	